那覇市公報

第１９１７号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務の指定の取り消しについて（環境政策課）
…… 1199

○建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路の指定について（建築指導課）
…… 1200

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…… 1201

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…… 1202

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…… 1203

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…… 1204

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…… 1205

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…… 1206

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…… 1207

◇公　　告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…… 1208

○令和９年度那覇市物品購入等入札参加資格の公示及び資格審査の申請について（追加申請）（法制契約課）…… 1209

○協栄浮島マンション等売却組合における資金計画の変更の認可について（まちなみ整備課）…… 1211

○那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課）…… 1212

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿への補正登録について…… 1214

告　　示

那覇市告示第 286 号
令和８年９月８日
掲　　示　　済

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務の指定の取り消しについて

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱第９条の規定に基づき、指定店の指定を解除し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２の３の規定により那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務の指定を取り消ししたので、同条第４項の２の規定により次のとおり告示する。

那覇市長　知念　覚

１　名称　　有限会社 オキカミ　代表取締役　山城　進矢

２　所在地　　那覇市上間 425 番地

３　電話番号　833-1901

那覇市告示第 293 号
令和８年９月 15 日
掲　　示　　済

建築基準法第 42 条第１項第５号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項第５号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長　知念　覚

１　指定番号：第５号
２　指定道路の種類：第 42 条第１項第５号の規定による指定に係る道路
３　指定年月日：令和８年９月 15 日
４　指定道路の位置：那覇市字上間前田原 405 番１
５　指定道路の幅員：4.5、6.0m
６　指定道路の延長：51.36m

那覇市告示第 304 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　知念　覚

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
ゆいまーるこどもクリニック	嘉数　真理子	令和８年８月１日～ 令和 14 年７月 31 日
那覇市銘苅 211-17 めディカルプラザめかる４Ｆ		
よぎ眼科	医療法人愛晟会	令和８年７月１日～ 令和 14 年６月 30 日
那覇市与儀１丁目１番 28 号与儀メディカルモール２階　201 号		
Ｈ＆Ｂクリニック・デンタル	宇都宮　聡	令和８年８月１日～ 令和 14 年７月 31 日
那覇市松山２-18-３平尾ビル２階		
にじいろ薬局	株式会社まちのくすり屋さん	令和８年７月１日～ 令和 14 年６月 30 日
那覇市大道 57 粟国アパート１階		
あいあい薬局	合同会社　楽匡Ｂａｓｅ	令和８年７月１日～ 令和 14 年６月 30 日
那覇市高良３丁目６番１６号		
訪問看護ステーション オハイアリイ	合同会社　マハロ	令和８年８月１日～ 令和 14 年７月 31 日
那覇市古波蔵２丁目４番 15 号　第二開邦ビル 101		
訪問看護ステーション クラセル首里	株式会社　ベストライフ	令和８年８月１日～ 令和 14 年７月 31 日
那覇市首里平良町１丁目 34 番地１		

那覇市告示第 305 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
訪問看護ステーション アレグリア	医療法人　寿仁会	令和８年７月 31 日
沖縄県那覇市与儀１丁目 26 番６号		
あなはクリニック	滝川　典子	令和８年７月６日
那覇市牧志２-23-９　シンカ牧志ビル３Ｆ		

那覇市告示第 306 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後（変　更　前）	
アンカー訪問看護ステーション那覇		令和８年８月１日
名称変更	アンカー訪問看護ステーション那覇 （あいず訪問看護ステーション那覇）	

那覇市告示第 307 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称 （廃止する事業の種類）	廃止年月日
所　在　地	
家族の手デイサービス石嶺 （地域密着型通所介護）	令和８年６月 30 日
那覇市首里石嶺３-162-１	
すこやか薬局　与儀店 （居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導）	令和８年６月１日
那覇市国場 707 パラシオン国場１階	

那覇市告示第 308 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　知念　覚

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td rowspan="2">変更年月日</td></tr>
<tr><td>変更事項</td><td>変　更　後
（　変　更　前　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">アンカー訪問看護ステーション那覇</td><td rowspan="2">令和８年８月１日</td></tr>
<tr><td>名称変更</td><td>アンカー訪問看護ステーション那覇
（あいず訪問看護ステーション那覇）</td></tr>
</table>

那覇市告示第 309 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　知念　覚

施　術　者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
宮里　直毅	はり・きゅう	令和８年８月 12 日
オーロラ鍼灸治療院	宜野湾市上原２－１－８　１階	

那覇市告示第 310 号
令和８年 10 月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第２項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

施　術　者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
花城　敬太	柔道整復	令和６年６月３日
花しろ整骨院	那覇市田原１－４－５サニーハウス 101	

公　　告

那覇市公告第 444 号
令和８年９月４日
掲　　示　　済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　知念　覚

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
　令和６年 10 月 30 日　第 H30-協議 01-09 号
　那覇市指令ま建指第 41-H30-協議 01-09 号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市首里石嶺町４丁目 360 番８　他 25 筆（４工区、５工区）
３　公共施設
　消防水利施設（防火水槽）
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　那覇市泉崎１丁目１番１号
　那覇市長　知念　覚
５　検査済証番号
　令和８年９月４日　那ま建指第 72 号（工事完了）
　令和８年９月４日　那ま建指第 73 号（公共施設完了）
６　工事完了年月日
　令和８年６月 22 日

那覇市公告第 489 号
令和８年 10 月１日

令和９年度那覇市物品購入等入札参加資格の公示及び資格審査の申請について（追加申請）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５第１項及び第 167 条の 11 第２項の規定により、令和９年度において那覇市が発注する物品の購入、売払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格要件について下記１及び２のとおり定めたので公示する。

当該資格審査を受ける場合は、下記３及び４により申請をしてください。

なお、この申請は追加の登録申請であり、既に登録（有効期間：令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日）されている場合は、改めて申請をする必要はありません。

那覇市長　知念　覚

１　入札参加資格の要件

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。
（２）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（３）営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
（４）令和８年 10 月１日において引き続き２年以上同種の営業を営んでいる者であること。
（５）市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

２　入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日（１年間）

３　申請要領等の配布

（１）配布期間　令和８年９月 24 日（木）～令和８年 10 月 30 日（金）
（２）配布方法　本市ホームページからダウンロード

４　申請方法

（１）申請方法（※前年度よりウェブ手続を含む申請方法へ変更となっています）

①のウェブ手続後、②の書類郵送をもって申請となります。（①及び②必須）

①ウェブ手続：「那覇市オンライン申請システム」内の『物品購入等入札参加資格審査申請書類作成フォーム（追加申請・業種変更）』への必要事項入力及び送信

②書類郵送：「申請書及び提出書類」の郵送（※申請書は①のウェブ手続完了後、出力される申請内容のＰＤＦデータから印刷したものを使用します。）

※申請方法の詳細については、本市ホームページに掲載する申請要領等を御確認ください。

※郵送の際は、未到着等のトラブル防止のため、配達記録が残る方法を御利用ください。（書留類・レターパック等）

（２）ウェブ手続開始日　令和８年10月１日（木）から

（３）申請書類受付期限　令和８年10月30日（金）まで（※郵送必着）

（４）送付先・問合せ先

〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部法制契約課　物品契約グループ宛
電話番号　098-951-3253（直通）

那覇市公告第 490 号
令和８年 10 月１日

協栄浮島マンション等売却組合における資金計画の変更の認可について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 134 条第１項の規定に基づき、協栄浮島マンション等売却組合における資金計画の変更を令和８年９月 14 日付け申請書のとおり認可したので、同上２項において準用する同法第 120 条第１項の規定により、次のように公告する。

那覇市長　知念　覚

１　組合の名称
協栄浮島マンション等売却組合

２　売却等マンションの名称及びその所在地
（１）名　称　協栄浮島マンション
（２）所在地　沖縄県那覇市松尾２丁目７番８号
（登記簿上所在地：沖縄県那覇市松尾２丁目 21 番）

３　事務所の所在地
沖縄県那覇市長田２丁目 28 番 29 号　沖縄協栄産業株式会社内

４　設立認可の年月日
令和８年７月１日

５　事業年度
毎年４月１日から翌年３月 31 日まで
（最初の事業年度は、組合設立の日から令和９年３月 31 日まで）

６　公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

７　資金計画の変更の認可年月日
令和８年 10 月１日

那覇市公告第 491 号
令和８年 10 月１日

那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年令第 16 号）第 167 条の６及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　知念　覚

１　入札に付する事項
（１）件　　名　那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務
（２）履行内容　別紙仕様書のとおり
（３）履行期間　令和８年 12 月１日から令和 11 年３月 31 日(28 か月)

２　入札参加資格条件
（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。
（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
（３）営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
（４）入札に参加しようとする年の１月１日において引き続き２年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
（５）市町村税等を滞納していないこと。
（６）那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

３　参加資格の確認
入札への参加を希望する者について参加資格の確認を行う。上記の入札参加資格者名簿に登録されている者は下記の（１）の制限付一般競争入札参加申請書（市指定様式）を提出すること。
登録されていない者については下記の（１）から（７）の資格審査書類全てを提出すること。
（１）制限付一般競争入札参加申請書（市指定様式）

（２）印鑑証明書（原本）
（３）業務実績調書
（４）誓約書（市指定様式）
（５）市町村税等完納証明書（市町村民税等、写し可）
（６）財務諸表（写し可）
（７）登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）
※印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は３カ月以内に取得したものを提出すること。本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

４　資格審査書類の提出
（１）提出期限　令和８年 10 月７日（水）午後３時まで
（２）提出場所　那覇市消防局４階 総務課(那覇市銘苅２丁目３番８号)

５　仕様書の配布
那覇市ホームページに掲載する仕様書をダウンロードすること。

６　入札説明会日時及び場所
（１）日時　令和８年 10 月９日（金）午後２時から
（２）場所　那覇市消防局４階　第２会議室（那覇市銘苅２丁目３番８号）

７　入札日時及び場所
（１）日時　令和８年 10 月 14 日（水）午後２時から
（２）場所　那覇市消防局４階　第２会議室（那覇市銘苅２丁目３番８号）

８　入札時提出書類
（１）入札書（市指定様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

９　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金　入札金額の 100 分の５以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第８条各号のいずれかに該当するときは免除する。
（２）契約保証金　那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

10　入札の無効
那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11　その他
郵送による入札は認めません。また、提出された書類は返却いたしません。

12　問い合わせ先
那覇市消防局総務課　担当　宮城　TEL867-0119　FAX869-1190

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号
令　和　８　年　９　月　１１　日
掲　　示　　済

次の者は、令和８年８月 26 日現在の選挙人名簿の登録の際に選挙人名簿へ登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有しているので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 26 条の規定により選挙人名簿に登録した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　前 原　常 雄

投票区	性別	登録年月日
27 投票区	男性	令和８年９月 11 日